

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市人権施策審議会(第3回)		
事務局 (担当課)		人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205(直通)		
開催日時		令和4年6月8日(水)午後6時~午後9時		
開催方法		Web会議		
傍聴会場		相模原市役所 本庁舎本館2階 第1特別会議室		
出席者	委員	9人(別紙のとおり)		
	その他			
	事務局	5人(人権・女性活躍担当部長、人権・男女共同参画課長、他3名)		
公開の可否		可 不可 一部不可	傍聴者数	11人 (ほか報道機関9人)
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 議 題 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について 2 その他		

審 議 経 過

1 5月26日に行われた市長面会に関する報告について

(矢嶋会長) 議題に入る前に1点ご報告をさせていただく。4月の審議会において、審議会として、市長との面会を要請することとしていた。そして、5月26日に、工藤委員、金委員、私とで市長と面会をしたので、その結果についてご報告させていただく。まず、私から、この間審議会に出た皆様の意見を要約して、市長にお伝えした。特に3月28日の市長のコメントは一般論に終始しており、不十分であるので、具体的に特定して、ヘイトスピーチは駄目である、金委員へのヘイトスピーチは駄目である、市は市民を守る、人権侵害を救済する、という一般論ではない声明を、市長に市の責任者として発してほしいということ、それから、誹謗中傷は、金委員個人になされているが、金委員個人の問題ではなく、審議会全体に向けられた誹謗中傷であること、それから、市政や市議会に対する攻撃でもあるが、市議会はこの間消極的であるが、市議会としても決議をしてほしいということ、金委員への自宅周辺の立入があったようだが、このことに関しては、市と警察は連絡を密にして対応してほしいということ、この間、市での情報共有ができなかったことに関しては、事実関係の確認をきちんとしてほしいということ、心身共に深く傷を負っておられる金委員への対応をしていただきたいということなどをお伝えして、その後は、金委員、それから工藤委員からも発言をいただいた。お二人に関しては、また後ほどお話をいただくとおもう。市長からの発言としては、金委員に恐怖心を抱かせてしまったこと、職員が病欠でメールの返信が漏れてしまったことで、金委員に不安感、心配を与えてしまったことは深くお詫びしたいということ、それから今後、金委員に対しては、できる限り寄り添ったケアをしていきたいということがあった。今後、担当職員でなくてもよいので、不安を感じた時は、いつでも市職員に相談いただきたい、警察や法務局の窓口等についても相談をしてほしいということがあった。それから、審議会に外国籍の方が入っていただくことは全く問題ではなく、しかも、相模原市は多様性のある市を作りたいので、引き続き金委員には審議会委員としてお力添えいただきたいという発言があった。それから、市長として金委員を守らなければいけないし、72万市民の安全安心を作っていくことが市長としての責任であるので、責任をもって臨んでいきたいという発言もあった。それから、条例についてであるが、ヘイトスピーチ条例と限定するのではなく、あらゆる差別をなくすための条例を作りたい、差別的言動は許されないという視点を持っているので、そのような視点に立って審議会委員の皆様には審議いただき、答申してほしいということも述べられていた。議会との関係についてであるが、この意見を、議会局を通じて、議長、副議長に伝えていきたい、条例を策定するに当たっては、議会のご理解もなければならぬので市議会とも連携していきたい、という話があった。全体としては、我々の意見については、「受け止める」という話であった。私からの報告は以上であるが、工藤委員、金委員から報告をお願いしてよろしいか。

(工藤委員) では私の方から若干感想めいたことを言ってみたいと思う。概要は会長がおっしゃったとおりである。5月27日と昨日・今日の神奈川新聞に、主張は別にして、状況についてかなり正確に記事が掲載されているので、ご参照いただきたい。まず、市長が私どもに会っていただいたことには感謝したい、評価したいと思っている。内容についても、会長がおっしゃったとおりだが、ヘイトスピーチ解消法に基づいて市は対応するというこ

とを一つ言っていた。これは基本姿勢だと思う。それから、金委員の安全を守っていくと会長が言ったとおりおっしゃっていたので、是非実行していただくと有り難いと思う。ただ、感想ではあるが、金委員からあるかもしれないが、金委員に対して、色々な質問、事実確認をした。被害はどうか、私有地の範囲はどこまでなのか、騒ぎ過ぎているのではないか、というようなニュアンスのこととか。金委員を責めるような感じの口調だったので、金委員にとっては大変苦痛な質問だったと思うが、金委員は丁寧に答えていた。市として、被害状況を調査して金委員に寄り添っていくのだという姿勢をもう少し明確にしてほしかった。私からは、前回の審議会において確認されていた内容で三つお願いを出した。一つは、ヘイトスピーチは人権侵害で根絶しなければならないということである。法務省のチラシ・ポスターの例を見本にして、法務省はこういう対応をしているとお話した。それから二つ目は、金委員へのヘイトスピーチは人権侵害なので直ちにやめるよう要請してほしいということである。それから、三つ目は、差別・人権侵害から相模原市民を守っていくのだという決意を示してほしいということをや要請した。最初答えがなかったので、二回要請した。再三要請したが、結果的に、内容については「受け止める」ということだった。「受け止める」という答えなので、受け止めたのだろうと私は感想を持った。したがって、これからの受け止めるということの対応は期待して待っているが、そろそろ2週間経つが、まだ具体的なものが出てきていないのが残念である。2021年3月16日、アトランタでヘイトクライムがあり、アジア系の女性など8人死亡した事件があったが、3月19日に、バイデン大統領は「沈黙は共犯者」という宣言を発した。こういうこともあるので、私も沈黙しないでほしいと言っておいた。この間、韓国のBTSがバイデン大統領と面会した。そして、アジア系のアメリカ人に対して、ヘイトクライムは駄目だということを訴えたこともあるので、市長もバイデン大統領のように、相模原のバイデンになったつもりで、政府言論の話も出てくるが、ヘイトスピーチをなくすために先頭に立つ決意を示してほしいと期待をしている。今後、受け止めるということはどうするのかということに期待している。

(金委員) その日は会長も遠くからいらっしゃり有り難かった。市長にお会いして、市長も大変なのだろうと、すごくやつれていらして、大変だろうと思った。その時も言ったが、私からは、所信表明で市長がおっしゃった、よい条例を作るということを守ってほしい、私たちは審議会で一生懸命議論をしてよい答申を出すようにするので、市長はよい条例づくりに専念してほしい、ということをお願いした。本当に、「受け止めた」がたくさんあったので、その時もたくさん受け止めてよいのかと聞いたが、受け止めたことが形となればよいと思う。今は、被害者が訴えて初めて可視化されるシステムになっているが、その被害者が訴えても、その被害が本当なのか、大丈夫なのか、その事実はあるのか、というような受け止め方をされると、言えないのではと思う気持ちにはなった。今後、違う場面で発信をなされると思うので、信じて、期待して審議会に専念したいと思う。

(矢嶋会長) 市長の「受け止める」という言葉が、今後具体化されるように、今、工藤委員、金委員からもあったが、私も非常に期待して臨みたいと思う。事務局から市議会への対応についての報告をお願いする。

(事務局) 市長との面会の内容について、5月30日に市議会の議会局に伝えた。議会局から正副議長には伝えるということになり、その同日に話をしてもらった。その後議会局から

連絡があり、議会局としては、審議会から出された答申を踏まえて条例案をしっかりと審議させてもらいたいと考えているということをお伝えされた。

(辻委員)何かしら反対というわけではなく、少し気になったので補足させていただくと、差別が存在しないという意見があるが、もともと差別ということの問題視する理由は、こういった目に見えない、存在しないとみなしてきた私たちの態度それ自身から、理不尽で、アンフェアで、不条理な差別が生まれてきたからである。そして、今私たちが審議会で議論しているこの条例の骨子(案)、答申の骨子(案)を見ても、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、出身と、こういった事項に基づく差別から我々市民の生活を守ることが目的になっている。差別が目に見えず存在しないという意見は残念である。法律はどうなっているのかというと、ハンセン病の患者については、委員の多くの方は御存じかと思うが、ハンセン病の患者の家族に対しても裁判所は、差別を認定している。例えば患者の家族、本人だけではなく家族に対しての就学拒否、学校でのいじめ、村八分、結婚差別、就労拒否といったものを差別だと認定し、これを個人の尊厳にかかる人権侵害だと。社会的差別を受けることなく社会内において生活できることこそを条例で規定することが必要である。これこそまさに相模原市の、条例の目的、市の責務に書かれていることだと思うので、市長のアクションについては、市民のご評価に任せるとして、市議会の方にそういったメッセージが届いているのであれば、市議会は差別が存在しないと考えたのかなと、ちょっとした残念な気持ちになるというところを少しだけコメントさせていただく。

(工藤委員)まず辻委員のことに関連して発言したいと思う。今、差別がないということについて辻委員が言ったとおりで、色々な面で差別があるということである。ないということであれば差別された人々はどうすればよいのか。それはかなり差別された人々を無視しているような主張なので、それは少し違うのではないかと思う。それから、議会の関係で、今の報告は、要するに面会しない、会わないということも議会の方針なのだろうか、というところを気にしたい。

(事務局)議会からは特に面会をするというような回答はいただいている。先ほど申し上げたとおりの話だけを伺っている。

(金委員)もしこれから議会がそのような役割をするならば、こちらから面会を要請することはできないのか。

(矢嶋会長)この件に関しては、これまでも審議会の中でも市議会に対しての面会の申し入れをした方がよいのではないかという意見があった。特にこの意見を出していただいたのは辻委員だろうか。

(辻委員)私からだと思うが、今のこの話の流れががっかりである。ということは、市議会は、例えば相模原市には障害に対する差別は存在しない、例えば女性に対する差別は存在しないという姿勢を見せているということを暗に表明しているに等しいのではないか。そうすると、ここの審議会の私以外の委員の方々は、これはもう市議会の姿勢は容認できないと評価することも可能であろうが、これは私自身の個人的な感想であるし、それは政治的な評価であり、委員としての職分を超えているので、これに留めたいと思う。なので、市議会が何もしないというアクションについては、他の委員の皆様方の判断に委ねたいと思う。

(岩永委員) 少し気になったのだが、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムは、何となく行動に表してから、目に見えるような形の時に被害を受けたということが多いのだが、ネット上の誹謗中傷とかだけでもPTSD、心的外傷後ストレス障害、金委員もその状態になったように思えるので、大げさということは絶対にはないと思うので、その辺りPTSDについても今まであまり言葉で出てこなかったのだが、本当に考えていかなければと思っている。

(金委員) 先ほどの私の質問に対しての答えがないと思った。もしこちらから市議会の面談を要請したらそれは可能なことだろうか。それに辻委員の女性差別や障害者差別も相模原はそれら二つを記事として持っている。やまゆり園事件もあるし、市議会議員の女性職員に対しての記事も出たことがあるので、それは本当にそのまま黙認はできないというふうには思っていた。

(事務局) 今回議会局については、市長との面会のやりとりを伝えるという形であったので、また改めて議会局に面会を、ということであれば話をさせてもらうような形で調整をさせてもらえればと思う。

(矢嶋会長) 私からも一点質問なのだが、市長の面会の際に、市議会はこの間何もしていないということで、市議会としても決議を出してほしいということ、市長に申し上げたが、これは市議会の議会局には伝わっているか。

(事務局) それについては議会局には伝わっている。

(矢嶋会長) それに対する応答、回答は特になしということであるか。

(事務局) 先ほど申し上げた内容の回答があったのみである。

(金子委員) 議会そのものは、単独で意思形成をするということよりも、各会派、各政党からの働きかけがあって初めて議会は動くという仕組みになっていると思うので、もし面会を要望するのであれば、各会派に個々に面会を要請し、そのような決議案を出してもらえないかというふうに、各会派に働きかけるというのが筋なのかなと。市長というのは単独の存在だが、議会というのは単独で何かをする機関というよりも、話し合いをする場であるため、その話し合いをする、構成している会派・政党に働きかけてアクションを求めるといった方が議会への働きかけのルートとしては良いのかなというふうに思った。

(金委員) 議会には議長のようなまとめをする方はいないのか。

(金子委員) 議長はあくまでも、こういう言い方をするとあまり適切ではないのだが、司会者のような立場なので、議長の側から何かを提案するということは通常はない。議会としての決議というのは、その各会派の方から決議案のようなものが出て、それを皆で話し合っただけで決を採って、通常その手の決議は全会一致が原則であるが、そういう形になるので、どちらかという議会というのは下から意思形成をしていくので、まずその下の各会派、各政党に働きかけるというのがルートとしては一般的かと思う。

(片岡委員) 今、金子委員が言う前に、私も、議会、議会っておかしいなと思っていた。金子委員が言われたように、各会派に働きかけて、それから議会に持っていく。金子委員が言ってくれたが、まったくそのとおりだと私も思う。

(矢嶋会長) 整理するが、各会派に働きかけるということに関しては皆さんいかがか。

(金子委員) その場合の働きかけは、かなり政治的な働きかけになるので、この審議会として働きかけるというよりは、あくまでも個人単位というか、有志というか、そういう形の働きかけをするのが筋かと思う。この審議会として、各会派に働きかけるというのは、私と

しては違和感がある。

(辻委員) 私も賛同する。この審議会は、市長の諮問機関である。市議会に話す全体の話しかできないと思う。先ほど、私のコメントで述べたのは、おそらく委員の話を書くところでは、市議会の方々にもこうした差別は許さないという議員が一定程度いるのだろうということは、話を聞いていて安心した次第である。

(金子委員) 審議会の議事録が残る形で、このような話をしているが、審議会の本来の領分を越えている話になりつつあるので、できればこのような話は、傍聴、報道がない懇談会的な中で、議事録にも残らないような懇談会的な場で話をするべきだと思う。あくまでも審議会の場合は、本来の審議、条例案の審議の方に徹して、それを閉めた後でも前でも良いが、委員懇談会のような意見交換の場でこの話はするべきであって、場所を分けた方がよいと思う。

(辻委員) 賛同する。

(工藤委員) 金子委員が言ったように、議会の決議はなかなか手間暇が掛かるが、やり方が二つあると思う。市長サイドから提案する方法と、議員サイドから提案する方法があると思う。したがって決議する前に議会の長、単なる行司役ではないので、それなりの権限を持っているので、理解を求めることは必要だと思う。こういうことがあるので理解してくださいということとはとても必要なことだと思うので、そこは理解するように言ってもよいと私は思う。

(矢嶋会長) 今の意見は、個人ではなくて、審議会として働きかけをするということか。

(工藤委員) 理解してほしいということ。議長も副議長もこういう深刻な問題があるということを理解してほしいということをお願いしていくということはよいのではないかと。

(矢嶋会長) 本来の審議会の審議もあるので、この件に関しては、懇談会的なところで、場を移して話をさせていただきたいと思う。

2 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について

(1) 拡散の防止について

(工藤委員) 冒頭、意見だけ言わせてほしい。それから事務局の方へ提案をお願いする。フォーチャート全部に関わるのだが、今回の条例では、第三者機関の在り方は、最重要な課題だと思う。事務局にも2回ほど、第三者機関の具体的な中身をどうするのか、議論するのかしないのか、いつするのかということをお願いしていたが、なかなか答えが返ってこないで、早く議論したいと思っている。川崎市のような刑事規制を設けた条例が必要であると私は主張してきたが、これは第三者機関があるということが前提である。独立性と行政に対する力、強制力を持っていなければ実効性が上がらないと思っている。川崎市では、今日の神奈川新聞にヘイト投稿即日削除というのが出ていたが、これはたまたまの例で、川崎市では、これまでもネット上のヘイトの書き込みに対して被害者が訴えても行政が条例に当たるか勝手に判断してしまい審議会に上げてこなかったということがある。それから在日コリアンを寄生虫呼ばわりしたと大問題になったが、これは明らかにヘイトスピーチであったが、これも行政の判断で、条例に当たらないと判断して今でも揉めている。金子委員も前に言っているが、懲罰、罰則の前にやることがあるだろうということをお願いしてきたし、私もそうだと思うが、同時に、行政の判断に委ねると難しいこともあるこ

とを考えないといけない。今回の金委員の件もそうだが、残念ながら、日本の行政は、差別を批判し、なるべく言わない、批判しない、ヘイトスピーチは駄目だと止めようとしないう、結果的に容認してしまうということが多々ある。したがって積極的に差別を批判し、止めようとするアメリカ、ヨーロッパ型の差別を止める主体をどうするか考えていかないといけないと思っている。そのためには強力な権限、独立した組織である第三者機関が必要なので、それがフローチャートに示されている部分に出てくるので、しっかり議論した方がよいと思う。是非第三者機関について、ここを議論するためにも、私の案ももちろんだが、金子委員が示した案についても第三者機関次第であり、大変重要であることを冒頭に言っておきたいと思う。

(矢嶋会長) 前回の審議会において、公表に関して(6)の言動の禁止の公表の手續との関連が議論されていた。この点に関して意見があったら願います。

(工藤委員) 前回は、ここと(6)公表の辺りが混同して議論が進みペンディングになった。金子委員と辻委員に聞きたいのだが、拡散の防止措置、例えばインターネットの書き込みの削除要請が入ってくる理解で良いのか。以前、相模原市内で差別DVD、朝鮮DVDというラベルが貼られた差出人不明のDVDがマンションに無差別に投かんされたということが、この審議会においても問題になった。市民団体の要請書にも書かれていたと思うが、新大久保で行われたヘイトデモの映像と差別コメントが収録された酷いものだった。2019年から相模原市内で見ついていることは承知していると思うが、かなり深刻な事態だと思っている。例えば拡散防止といった場合、このような事例もここに入るのか、それとも(6)の規制するようなものに入るのか。どういった対応が必要となるのか。

(金子委員) それは、誰がやっているのかが明確に分かっている場合には、その行為者に対しての一定の措置を要請するなり、場合によっては勧告するなりということができると思うが、今例に挙げられた誰がやったかわからないDVDが配られたという場合には、その行為を止めるように要請なり、勧告する相手方が分からないので、こういう場合には、こういう行為が行われているので、注意してくださいというような広報を地域住民にするとか、場合によっては、それを回収する。もちろん任意に提出してもらうことになるが、そういう悪質なヘイト情報を拡散するものがあるので、それは市の方に提出してくださいというように受け取った方に対して要請する。そういうような対応措置が考え得ると思う。ネット上の場合には、プロバイダに対して削除要請をするということになるが、これはあくまでも市は第三者的な立場なので要請ができるに過ぎないということになる。

(辻委員) まず被害者の申立てが、第三者機関に届く。第三者機関を介さずに個人がプロバイダ責任制限法を用いても構わない。第三者機関は申立ての行為が本条例に該当するかどうかを判断する。そうした上で削除を要請していくということになると思う。7日間といった一定の期間が同法に用意されているのは、たとえ疑わしい表現であっても、表現の自由として保護される可能性があり、また表現者に対して一定期間、考え直す機会を与えるわけである。そうすることでプロバイダも責任を表現者から追及されるおそれなくなる。一定の期間を経過した後、プロバイダは投稿を削除しても責任を負わないということになっている。開示請求があった場合は、それはプロバイダ責任制限法に基づいてプロバイダが判断して申立人に対して開示されるということになるので、個人がプロバイダ責任制限法を用いることは、当然、条例ができたからといって排除されるものではない。

(工藤委員) 参考になった。

(金委員) DVDを投かんしたということ、今時、防犯カメラもたくさんあるので、そういうことから、調べて、誰がしたか特定することはできないのか。そういうことを要請して、そこからたどり着いて、した人を探して何か制限をかけるということは無理なのか。それが拡散防止につながると思うが。

(金子委員) できるか、できないかと言われればできなくはないが、それは犯罪者の捜査に近いことになるので、この行為が犯罪行為になる場合には、警察を通じてそのようなことができるかもしれないが、この条例でそこまでのことを書き込むということは難しい。少なくとも犯罪行為として処罰をするという条例にはなっていないので、困難としか言いようがないと思う。

(矢嶋会長) 前回、(4)と(6)のこのフローチャートの関連性というところで、意見が様々出ていたと思うが、これに関して改めていかがか。

(金委員) 前回、私は(4)の拡散防止に対して公表に至るまでに勧告があり、命令があって、チャートの(6)のような形を取って、インターネット上の拡散を防ぐことまでを盛り込んだほうが良いという意見に賛成したと思うが、その辺りの皆さんの意見は違うのか。

(辻委員) もうその点については、私も同意に至ったものかと思っていた。

(矢嶋会長) 他の委員の方よろしいか。(4)の拡散の防止、今、右下にいきなり公表となっているが、勧告と命令を中に入れ込むということだが。

(岩永委員) 誰がやったかという特定ができないということは、どうしても出てくると思う。差別の言動なりをそこで止めなければ被害が大きくなると思うので、拡散の防止と言動の禁止、この間のとおり勧告と命令を間に入れるということで私は良いと思う。

(金子委員) 前の審議会の時も同じことを申し上げたと思うが、誰がやったか分からないようなものについては、そもそも勧告・命令ができないので、そのような場合は、先ほど辻委員がおっしゃった手順を経て、プロバイダに対して削除要請を市が行うプロセスというのが当然必要になってくる。それは勧告・命令というラインには乗ってこないと思う。あるいは、誰がやったということは抜きにして、そういう事実があって、これはヘイトスピーチに当たるのだということを公表する、そういうような措置がとれる。それは、(6)の方のルートではなく、(4)の方のルートですべきことなのかと思う。そのことについても、同意は取れている点だと思うが確認までに申し上げます。

(矢嶋会長) 前回も同様の発言をいただいているので、よろしいか。他に、拡散の防止と言動の禁止の手続等について、意見等あるか。

(工藤委員) 拡散の防止はそれで良いが、言動の禁止についてはまだそんなに議論されていないのではないかと。終わったという理解で良いのか。

(矢嶋会長) 関連性についてということだったのだが、関連性については皆様よろしいと受け止めたということでもよろしいか。言動の禁止に関しては、議事の進行上、公の施設の利用制限について話をした後で、言動の禁止の話の順番になっている。後ほど、そこでしていただくということでもよろしいか。

(工藤委員) 公の施設の利用制限を先にやるということでもよろしいか。わかった。

(事務局) 拡散の防止のところだが、今のフローのままですと、拡散の防止の下に公表とあ

るが、今いただいているご意見は、公表までの間に(6)の右の言動の禁止と同じようなルートで、勧告があって命令があって公表になるという流れでよろしいか、確認をお願いしたい。

(辻委員) インターネットについてはプロバイダ責任制限法で、DVDについては、今、金子委員が解説されたとおりでよい。プロバイダ責任制限法で、条例の禁止する差別行為をした発信者情報の開示請求に対してプロバイダが答える。そうすると、その情報が審議会に届く。

(事務局) 審議会に届くのか。

(辻委員) そうである。審議会がプロバイダ責任制限法を用いて、発信者を特定する。もう一つは、削除請求。そちら今ごっちゃになってしまっていると思う。二本立てになる。

(事務局) プロバイダ責任制限法上の場合は、資料12の2ページの部分だが、基本的には被害者の方が直接やることについて、法律について規定されているところであるが。

(辻委員) そこは既にこの審議会でコンセンサスに至っていて、被害者である申立人が条例に該当する差別行為について第三者機関に申し立てる。申立人の主張に基づき、条例の差別該当性を第三者機関が判断する。第三者機関は、プロバイダ責任制限法を使う判断を下す。条例違反の差別行為を主張する場合、個人がプロバイダ責任制限法を使う場合もあるし、市が第三者機関の決定に基づいて開示請求を行うということもある。条例で第三者機関が開示請求をしたからといって、個人の開示請求が排除されるわけではないということ为先ほど申し上げた。

(金子委員) プロバイダ責任制限法で開示請求ができる請求権者は、あくまでも被害者に限られているので、辻委員がおっしゃったのは被害者が開示請求をするということ、言ってみれば第三者機関と共同で行うというイメージか。

(辻委員) 共同でなくてもよいと思う。

(金子委員) 第三者機関名で開示請求をするということか。

(辻委員) プロバイダ責任制限法は法律なので、権利侵害が明白化というところも関係する。個人で開示請求をするという場合は、おそらく名誉毀損や侮辱罪とか、プライバシー侵害であるとか、あるいはリベンジポルノだとか、そういったものであれば個人が請求しても全く構わないが、私たちが今議論しているのは、あらゆる差別を条例で禁止しようというわけであるから、射程範囲が広いということになる。そうすると、個人の請求では少しプロバイダの対応が悪いということが想定されるから、そういった場合は、第三者機関がこれは条例に違反している差別行為かを認定して、個人に代わって、あるいは共同して、開示請求あるいは削除請求をしていく。

(金子委員) その場合、削除請求というよりも、削除要請なり開示要請に留まるのではないか。請求権まで認めるのは。

(辻委員) それはそうである。

(金子委員) あくまで、要請をしていくという形になる、それはそういうことはあり得ると思う。

(辻委員) 本法は、プロバイダの責任を免除ないし制限するものである。

(矢嶋会長) 事務局の質問の意図としては、フローチャートそのものの修正がどういう形になっていくのかということか。

(辻委員) 金子委員の話をもう少し砕くと、例えば開示要請があってプロバイダから氏名の情報が出てきた、投稿の内容が出てきた。そうすると、例えば第三者機関が市のホームページに掲載するか判断する。プロバイダが投稿者の名前ないしは投稿内容(メッセージ)が掲載された、この人(情報の発信者、表現者)はこういう人だ(発信者の情報あるいは発信された内容の事実)ということホームページに掲載するかどうかを第三者機関が審議の上決定する。そこは金子委員がおっしゃったところである。

(金子委員) 一方で懸念されるのは、第三者機関からの開示要請に対して、プロバイダが氏名等を開示してしまうと、今度、書き込んだ人間からプロバイダがプライバシー侵害を問われる可能性もあると思う。あくまで開示請求ができるのは、被害者個人なのではないかなと。たぶんその辺が事務局の疑問なのかなと思うが事務局いかがか。

(事務局) 金子委員のおっしゃるとおり、法律を読むと自己の権利を侵害されたとする者に対して請求権を認めているところであるので、この法律にのっとるのであれば、被害者自らやらないといけないのかなというところである。仮に、開示要請をやった場合に、プロバイダは要請のレベルで応じた時に、今、金子委員がおっしゃったようなプライバシー侵害の話とか、そういったものになってくるので、開示の要請には応じてくれないのではないかという気がしている。

(辻委員) プロバイダ責任制限法の条文を見てみると、相当の理由があった時、と書かれている。7日間の期限が設定されているということは、それに応じて、プライバシー侵害の責任を免除ないし制限するという規定である。

(事務局) 発信者情報の開示の場合は、第4条になってくる。資料12の3ページの下の方に第4条があるが、こちらが開示請求の権利を定めている条文で、そこに自己の権利を侵害されたとする者は、開示を請求することができる、という規定がされている。こちらの条文に従うと、開示請求できるのは被害者だけになるのかというところだが。

(辻委員) 事務局は、第三者機関が条例を制定したとしても、そういった要請をすることはできないと、そういう規定をすべきではないと考えているため、そのように話されているのか。本日、工藤委員が紹介された記事だと、川崎市の方の要請なのだが、例えば、特定の民族を侮辱する表現を用いて、祖国へ帰れといったものについては、書き込み自体は、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の適用除外となるが、ヘイト書き込みの被害を訴える市民の名前が記載されたニュースサイトの記事が貼られており、同審査会は削除要請が妥当とする答申を3日に提出したと。今の事務局の考えは、これは相模原市ではできないというふうに考えておられるから、そうお話されているのか。

(金子委員) そこは、削除要請と開示要請の話が混線しているかなと思う。川崎市の場合は、あくまでも削除の要請であって、これは色々な自治体でやっていることであるため、問題はないと思う。発信者情報の開示の方が、第三者機関がやるということについては、少しハードルが高いのではないのかというのが、事務局の疑問なのでは。

(辻委員) ハードルが高いというのは、やるべきではないという意見なのか。

(金子委員) やっても多分、プロバイダは応じてくれない。

(辻委員) そこは答申の書き方(答申には、プロバイダと市の連携を規定することになっている、そこにどこまで期待できるか)という感じである。

(金子委員) 削除要請はもちろんできる、するというところでよろしいかと思う。開示請求の方

は、あくまでも、そのような開示請求を被害者がするというを第三者機関がサポートしていく、というような書きぶりの方がよろしいのではないか。

(辻委員)ということは、金子委員のご提案は、個人の請求を前置させるということか。

(金子委員)そのような情報提供、プロバイダ責任制限法について普通の人は知らないと思うため、そういうことの利用を支援していく、そういうようなことをしっかり条例の中に書き込んでいくという形でいかがか。

(辻委員)今のご提案に賛同する。

(金子委員)どの程度できるかどうかということを事務局でご検討いただき、また案を示していただくことになると思うため、その段階でもう一度ここを揉むということでもよいと思う。もし今解決しておくべき問題があれば、事務局から質問なり疑義なりを呈していただければと思う。今、私や辻委員から申し上げたことで上手くまとまりそうか。

(事務局)また整理してからご相談させていただく。

(2) 公の施設の利用制限について

(矢嶋会長)資料1の2(5)、資料2の(5)、資料3の公の施設の利用制限についてお諮りしたい。他の都市では、東京都、川崎市、京都府のように、制限をしている自治体もあるが、大阪市のように制限をしない自治体もある。この項目を答申に盛り込むか否か等についてのご意見等をいただきたい。

(金子委員)私は、他の自治体の条例も参考にしながら、また資料として付けていただいた上尾市の会館に関する最高裁判例などにもものつとった形で、利用制限の条項を付けた方がよいと考える。

(工藤委員)私も付けたほうがよいと思う。ただ、川崎市と東京都と京都府で若干内容が違う。川崎市の例で言うと、許可の取消しについて言動要件が一つある。川崎市のところを読むと、当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合とある。加えてもう一つ迷惑要件があり、利用しようとする人たちに施設を利用させると、他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合とある。川崎市と東京都は、ニュアンスは違うが、この二つの要件が揃わないと駄目ということである。二つの要件が揃わないと不許可にならないし、許可の取消しにならない。いずれかでは駄目だということである。京都府は二つセットではなく、いずれかとなっている。このため、川崎市、東京都は、おそらく表現の自由に配慮した結果だと思うが、かなりハードルが高い。したがって、この二つが要件になると、自主的に制限できないとなってしまうため、私の意見だが、京都府を参考にしてもどうかと思う。もちろんその際は、第三者機関の意見聴取など十分にした上で、表現の自由に配慮していくということは前提となるが、そうすれば少しは具体的になるのではないか。私は京都府型が妥当だと思う。これから議論できればと思う。

(矢嶋会長)まずは、制限をするということに関しては皆様よろしいか。

(辻委員)制限をするという話ではなく、許可をする際に第三者機関が判断するという話をしているのではないかと思う。

(矢嶋会長)制限をすることについて、答申自体に盛り込むかどうかということから、まず議論を出発している。

(辻委員) 制限をするのか。

(矢嶋会長) もちろん反対のご意見があればおっしゃっていただければと思う。そもそも公の施設の利用制限の項目自体を答申に盛り込むかどうかということを決めていって、その後、工藤委員がおっしゃったような二つの要件について議論していくというふうに考えていた。

(辻委員) それで結構である。

(矢嶋会長) 利用制限に関して、盛り込むこと自体はよろしいか。特に反対はないということではよろしいか。では、工藤委員からお話のあった、言動要件、迷惑要件について、工藤委員からは京都府型がよいのではないかというご提案があったが、この点について、他の委員の方はいかがか。

(辻委員) 私からは、今言った工藤委員の認定よりは、具体的に、明らかに、何かしら人の生命や怪我人が出るといった、具体的に予見される危険性を第三者機関が認定するという方がベターかと思うが、工藤委員がおっしゃっていることももっともかと思う。迷惑と言うと、迷惑という言葉がひとり歩きしてしまうことが少し心配である。迷惑というよりは、警察の警備でなお混乱を防止することができないという話だと思う。工藤委員もおそらくそういう趣旨でおっしゃっていると思う。

(工藤委員) そのとおりである。

(金子委員) 私も、先ほどの京都府型のどちらか一方だけで制限ができるということで、基本的にはそれでも良いと思う。しかし、不当な差別的言動が行われることが客観的な事実で照らし具体的に明らかに予想される場合のみで利用制限する場合には、すでに一度利用許可を求めてきた団体が、相模原市の条例に基づいて何らかの行為の停止の勧告や命令を受けたりしたことが過去にあったという場合には、この不当な差別的言動が行われることが客観的な事実で照らしてかなり高い蓋然性をもって予測されるため、その場合には利用を制限するという形の二段構えがよいかと思う。まだ何も相模原市が関わったところでもないにもかかわらず、この一つの要件だけで制限してしまうのは、ちょっと最高裁判例に照らしてもいかがなものかなというふうに思う。

(金委員) もちろん私も施設の利用制限を盛り込むのは賛成である。一つ聞きたいのは、今、スピーチをする団体が市役所前でスピーチをする時、どういう内容の集会かが分からないから警察に届け出ればそのままOKがもらえて場所が使えるという話を聞いたが、この施設はどういう感じで申入れをOKして、それがどういう感じが駄目だったら制限をかけられるか具体的な動きがあまり見えないのだが、どうなのか。

(矢嶋会長) 手続的なことか。

(金委員) そうである。その施設が利用したいと申し出た時にその内容を書かせるのか。今まで市役所前で行われたのはそういう話を聞いたが、もし条例で公の施設の利用制限を盛り込んだときに、判断は申し込んだ後でそういう不当な差別を施設内でやったというその事実をもって判断するのか、それともどういう感じで制限がなされるようになるのか。

(矢嶋会長) 既に他の条例で、相模原市立の施設等で利用制限をかけているが、実際にはどういう手続で進めているのか。(4)で施設条例における規定の例とあって、相模原市の男女共同参画推進センター条例、市民会館条例、総合水泳場条例とあるが、これに関して利用制限の手続はどのような形で進められているのか。

(事務局) 現行の施設利用に関してであるが、現行は申請書に必要事項を書いて提出するという形になるが、そのところに何に利用するのかという件名、例えば打合せ会議とか講演会とかそういったことを書くだけになるのかと思われる。ただ、実際どのような形で利用するのかという判断は、例えば資料9の川崎市のガイドラインをご覧いただきたいが、12ページの右下にある点線の枠、どのような言動をするかを確認する手段としてこのような形で判断するということを書いてあるが、例えば、ウェブページ等の閲覧、イベント告知のチラシ、申請者等からの聞き取り、などを想定されているようである。利用申請書から分からないときはこのようにして確認していくと書いてあるが、仮に市の施設の方でこういったことをやっていくという場合には、同様の感じで把握をしていくのかと推測している。

(矢嶋会長) 川崎市の例、フローチャートということだが、金委員、よろしいか。

(金委員) その場合、先ほど流れたチラシみたいに、一見すると何の問題もなさそうなものを提示されると判断しづらい。でも差別がないと書かれていて、そういうふうにした時にどういう感じで判断して、次がどうなるのかなと一瞬思った。

(金子委員) 周辺情報から判断できない場合には、許可せざるを得ないと思う。

(辻委員) 道路の場合、届出になっているので、表現の自由にかなり配慮している。金子委員がおっしゃったとおり、今出たようなチラシが配られたとしても、誰かが怪我をすとか、誰かが権利侵害が明白な場合に限り、不許可にする。その際も、第三者機関がそれを認定していく。それは、今、事務局がおっしゃっている、ウェブページの一覧、イベント告知のチラシ、申請者の聞き取りを踏まえた上で判断することになるかと思う。そうした不許可にする場合は、相手方に対して一応告知をして聴聞をする。弁明の機会を経て誰かしらの権利侵害がないかどうかをしっかりと聞き、表現の自由の保障の範囲内であれば許可するということになる。チラシ1枚で判断するわけではない。様々なチラシがあるため、チラシ1枚で不許可にすると問題になる。

(工藤委員) 今の辻委員と金子委員の意見に賛成するが、今までの言動や色々な要素があると思う。そういうのを全部判断して、第三者機関できちんとそれは最終で判断すると提言したらどうか。

(片岡委員) 公の施設の利用制限もあるが、過去において相模原市の公の施設で問題があったということはあったのか。私どもも、あじさい会館、けやき会館、市民会館等色々な施設を使って講演会とか色々なイベントで私は使っているが、ちょっとそういう問題が起きたことが聞いたことがないのだが。こんなことを言っただけでは何だが、施設の利用制限について、どのような方が借りるかは分からない。チラシ等々ではよいことを書いていても、ヘイトスピーチ的なそういうあれをやる場所もあるかもしれないが、でも過去にそういう問題が起きたことはあるのか。ちょっと疑問に思った。

(矢嶋会長) 過去の具体的な問題にあった事例について、事務局から回答をお願いしてよろしいか。即答が難しいようであれば、また改めてということになるが。

(辻委員) 片岡委員がおっしゃったとおり、そういうことはめったにないことだと思う。事務局がお調べになっている間に、当然一般市民が使う訳なので、不許可にされることは大変なこと、そういったことは滅多にないことである。万が一そのようなことが起こるのは、誰かがそこに行くと怪我をすとか、誰かの名誉が侵害されたり、プライバシーが侵害さ

れたりするというような場合になるので、よほどのことがない限りは、許可申請していただいた方には許可するのかなと思う。ただ、私自身は少し工藤委員と金子委員がおっしゃったことで結論が出ないのは、過去に問題とされた団体や個人が、他の自治体で行った行為（申請に対する不許可の該当性として条例に規定することなく）を差別該当性の考慮要素にすることが市の許可の裁量の範囲内とってしまっているのかどうかということは、結論が出ないと。もちろんそれだけではなく、過去にどこかの自治体でやって相模原市でも同じことが起こるのかと私自身、結論が付きかねている。私自身は、皆さんの議論とは違う趣旨かなと思う。

（事務局）今、辻委員がおっしゃっていただいたように、施設の利用については、基本的には承認されるものと承知しているところである。今の段階で不承認になった事例や許可が取り消された事例の把握はしていないが、原則は貸し出すことになるのかなと思う。

（矢嶋会長）片岡委員よろしいか。先ほどの辻委員から過去において他の自治体で利用が認められなかったこと云々に関してということでは、留保ということなので。

（金子委員）辻委員はそうおっしゃったのではなく、過去に他の自治体でヘイトスピーチを行ったことがあることをおっしゃったと思う。他の自治体で利用制限を受けたという疑問であるが。

（辻委員）金子委員のおっしゃったとおりである。

（金子委員）過去にそのような行為をしたという事実だけで差別的な集会を行う可能性が非常に高いということが証明されて利用制限を受けるところには引っかかるところがある。私が先ほど申し上げたのは、過去に相模原市で利用制限を受けたことがあるということだけを理由にして、この自治体この団体にはもう貸さないということは有り得るが、どこかでヘイト活動をやったことがあるということだけではちょっと厳しいかなと思う。

（辻委員）私も賛同する。そういう考えを持つ方もおられるだろうし、そういった方が市民会館を利用されるのはやむなしである。ただ、そこに利用許可をしたら誰か必ず怪我人が出るという場合は不許可にできる。ごく限られた場合に限り、と私は理解している。

（金子委員）こういうことを申し上げると若干暴論かもしれないが、市民会館という限られた空間で何かひどいことを言い合っていること自体は、対外的な問題性というのが低いので、駅前でするのは訳が違うので、自分たちだけでやっている集会であるから、それを行わせないように制限するという点については、相当の悪質性があるということが立証されない限りは、なかなか利用制限というのはやはり難しいと思う。今、辻委員がおっしゃったように、その集会を開くことによって、誰かの生命、健康、財産が脅かされるというレベルになるか、あるいはその団体が過去に既に同じような行為をやってかなり制裁的なことを相模原市から受けたことがあるという場合でないと、なかなか利用制限というのは難しいと思う。

（金子委員）今の話で思ったのだが、その団体が密室で団体の会議をやることまでは制限できないと思うのだが、それをフィルムでとって拡散した場合は被害になるのか。そういうことは拡散防止に入るのか。

（金子委員）そうである。

（矢嶋会長）公の施設の利用制限に関して、他にご意見等はある方はいらっしゃるか。では、答申には盛り込むということで、今いただいたご意見等を踏まえて、骨子（案）に反映さ

せていただく。

(3) 言動の禁止について

(矢嶋会長) 次に、資料1の2(6)、資料2の(6)の言動の禁止についてお諮りしたい。

ここでは、資料1で検討が必要と思われる事項の記載があるが、これについてご意見を伺う前に、この項目を答申に盛り込むか否かについてのご意見を伺い、その後に検討が必要と思われる事項についてのご意見を伺いたい。答申に盛り込むか否かについていかがか。

(工藤委員) かなり今日の議論の核心部分だと思うので、盛り込んで、十分議論されたい。

(矢嶋会長) 盛り込まないという意見はあるか。では盛り込むということで、その前提でこの検討が必要と思われる事項のどのような行為を規制対象とするかについてご意見をお願いしたい。

(金子委員) 提案だが、対象を絞るかどうかという問題と、どういう行為の対応を規制の対象とするのかという問題について、まず対象の方から先に議論してはいかがか。川崎市の条例のように本邦外出身者に限定するのか、あるいはそれ以外の人に対する行為も規制の対象にするのかということから確認した方がよろしいかと思うがいかがか。

(矢嶋会長) 事務局との打合せの進行予定とは異なるが、対象者について先に議論した方がより好ましいというご意見か。

(金子委員) ではその順番でお願いしたい。

(矢嶋会長) ではそのようにさせていただく。皆さんからご意見を伺いたいが、いかがか。

(金子委員) 川崎市の条例は一つのモデルになろうかと思う。

(辻委員) 事務局の方が多分おっしゃろうとしているところは、もし条例違反行為に対して刑事責任を負わせるということになると、今、相模原市で扱っている条例の定義規定に該当することが刑事責任を負うことになり、その行為が過度に広範ゆえに無効だと、裁判所によって無効だと判断されたことになると、せっかくこの条例を作った意味がなくなるという評価が含まれていると思う。それがおっしゃっておられるところ(表現に対する処罰と理解するならば)で本当にそうだと思う。私自身の意見(市長の勧告や命令に対する違反行為に対する処罰と考える余地はあり得る)はとりおいて、これで終わる。

(工藤委員) 金子委員のおっしゃったとおり、川崎市の条例がかなり具体的になっているので、一つのモデルになろうかと思う。

(金子委員) 先ほどの意見に補足させていただく。今の辻委員のご指摘を受けてだが、もちろん刑事罰は付けないという前提の基でこの定義でよいということを行っているわけで、もし刑罰規制をすとなってくれば、川崎市の要件の定義についてでよいかということについては吟味が必要である。

(事務局) 今、川崎市の条例の話が出てきたかと思うので、資料の条文で確認をさせていただく。資料6の川崎市条例をご覧いただきたい。第12条の部分になる。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止という条文が設けられている。こちらで禁止されていることとしては、「何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において」ということで、ここまでが場所の要件、この後に手法の要件が入っているが、「拡声機を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の区域外にある国又は地域を特定し、当該

国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない」となっており、場所の要件と手法の要件、(1)～(3)の中でこういったことを言うてはいけないといったことが明記されている。(1)～(3)については、今までも何回かヘイトスピーチ解消法のところでご紹介させていただいたものとなっているというところであり、まず、(1)として地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの、(2)として生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの、(3)として本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するものとなっている。場所の要件、手法の要件、内容の要件、そういったものが三つ重なっている条文となっており、こちらのことをやってはいけないとなっている。その後、勧告、命令など、フローチャートに記載した内容となっている。

(矢嶋会長) 川崎市の第12条について説明いただき、今のところ、金子委員、工藤委員等からは、これにのっとして、相模原市も規定をというご意見だったが、いかがか。他に意見はあるか。

(工藤委員) 東京弁護士会のモデル条例案の中に多分出ていると思うが。差別的言動、これを見てはどうか。これは規制は過料までとなっているが、参考になると思う。

(金委員) 質問というか意見なのだが、市長は、相模原市条例は、ヘイトスピーチだけに特化しないで、あらゆる人権という話をなされていて、川崎市条例第12条を見ている限り、本邦外出身者という表現がたくさん出るので、相模原市では、もう少し広い範囲で、もし、女性のLGBTのパレードをやるときにやじをかける人がいたりしたら、それも差別的な言動であると思うし、暴走族というか、嫌がらせっぽいオートバイでぐるぐる回るといのは、そういうことは、言動に禁止されるようなものなのか。それは市民の自由にあたるのか、それとも明らかに周りを困らせてやろうというそういうのは言動の禁止の条項に入れるものなのか。

(矢嶋会長) 今、二点質問があったと思うが、第一点目については、先ほど金子委員からもご提案があったが、差別的言動の対象をどこにするのかという、川崎市では本邦外出身者と限定しているが、我々はもっと広くという話もでていたので、その話はまた別途この後にするので、本邦外出身者に限るということではないと思う。二点目に関してはどなたからいただけるか。

(辻委員) 例えの話が多分そのコンテキストによるので、ちょっと分からない。LGBTのデモ行進をやっていて、側でバイクで轟音を立てるくらい、その程度が不法行為に至っているのか。それはコンテキストによるので、それは違法行為、被害の重大性、加害者の行為の性質、因果関係とかいくつか見てみないと分からないかと思われる。今議論しているところとちょっと離れるのかなと思う。

(矢嶋会長) ほかにご意見等はいかがか。

(辻委員) 提案だが、おそらく事務局がおっしゃっているのは、これが表現の内容に関わるものであり、表現の時、場所、方法に対する規制だから、問題になるのではないかという問題提起がされていると思う。ここからご意見が分かれるかと思うのだが、もし私たちがここで検討しているのが、刑事制裁や行政罰を伴わない条例であるならば、条例は差別の定義に該当する行為を禁止して、そうした禁止行為を行った対象者の名前を公表するという

わけである。行政としては、そのような行為を行った時の情報提供ということになるので、制裁的な効果を有していないというのであれば、これは表現の自由の問題になりにくいというふうになるかと思う。おそらく事務局の懸念はこの辺りで、あともう一つ付け加えるのであれば、あくまでも表現内容に対する規制をしているわけではなくて、もし制裁を付けようという方々は、勧告・指導あるいは命令を踏まえた上でそれに違反した行為に対して制裁を課すので、表現内容に対する直接的な規制ではないという考え方をされるのだと思う。私は、金子委員と同じ前者の方に、ここまで差別禁止行為を広く対象とすることを想定しているので、ちょっと行政罰や刑事責任はちょっと難しいかなと。かえって付けてしまうと訴訟になった時、表現の自由を侵害するという違憲の疑いが生じるのではないかというのが正直なところである。

(矢嶋会長) 罰則との関わりということでお話が出ているが。

(工藤委員) ただそうは言っても、性善説でなかなか通らない場合が多々ある。全て規制しようということではないので、かなり悪質な場合に限定していくと。悪質な人たち、つまり差別主義者、確信的な人たちへの対応は事情が異なってくるので、やはりそれはもう一步突っ込んで規制をすべきではないかと思う。私は川崎市方式、東京弁護士会モデル条例案を基本にして、最終的にはどうしても悪質なヘイトスピーチ、差別行為等については、やはり刑事規制を考えていくべきだと主張してきたので、それを再度主張したいと思う。もちろん、表現の自由には十分配慮した上での話で、何でもかんでも規制すればよいというものではない。その規制する前にやるべきことはかなりあるというふうに思っている。行政指導、政府言論など、ずっとずっと言ってきたので、それを前提として、最終的に本当に悪質な人たちについては規制すべきだと思う。基本的には東京弁護士会モデル条例案と川崎市条例の流れの中で考えたらどうかと思う。

(金子委員) 川崎モデルと東京弁護士会モデル条例案は、東京弁護士会モデル条例案の場合は、刑事規制が入っていないので、そこは同列にならないかと思う。私も東京弁護士会モデル条例案は一定の評価をしているところだが、東京弁護士会モデル条例案は、秩序罰としての過料にとどまっており、行政刑罰になっていないので、そこは大きな違いかと思う。私の意見を申し上げますと、川崎モデルはやはり行き過ぎである。東京弁護士会モデル条例案が限界だと思うが、東京弁護士会モデル条例案を採用する場合でも、前に申し上げたが、一定の期間、罰則規定は凍結をして、状況が改善しない場合には凍結を解除するという位の段取りが必要かと思う。

(辻委員) 私からは、金子委員に同調しているところと、多分ここは違うのかなというところで、第三者機関の位置付けだが、私自身は、第三者機関は市議会の話が出てきたが、市議会の意思決定を補完する形で第三者機関というものが機能できないかという期待を抱いている。日常生活では、差別は存在しないとおっしゃる方もいるように、どうしても自分とは関係ない属性については他人事になってしまう(差別を実感しない)わけである。そういったことを自分事のように捉えるために、一般の市民、例えばここにおられる審議会の委員のように、それらを自分自身のこと考える。議会の意思決定を補完する形で、第三者機関というものが、小さなコミュニティを形成して、日頃考えていないことをしっかり考えていくというふうに第三者機関を構成したいというふうに思っているところである。多分、これは金子委員と意見が違うのかなというのは、私自身は、他の審議会の委員が、

刑事制裁やむなしというふうなご判断をされたら、私は、それに対して反対することはしない。そうなのであれば、それに従う。

(金子委員)今の辻委員の意見について質問だが、市長の附属機関ではなく、議会の機関として第三者機関を置くということか。

(辻委員)そこを金子委員にも伺いたいのだが。市長からも市議会からも独立、少し一定程度独立している機関で。というのは、市長が変わってしまうと、第三者機関が暴走してはいけけないので、複数の市民から構成されていて、その任期が必ずずれていること、そうすることによって、市長からも市議会からも一定の距離をおいて、中立的に、そして長期的な判断ができる機関を構想できないかなというものである。この辺りは、川崎市でもないし、東京弁護士会モデル条例案でもないし、どの程度できるかなというものである。

(金子委員)そうすると、独立性の高い自治体の合議制の機関となると、教育委員会であるとか、それと同等になるということだが、それは地方自治法上に、その根拠規定がある場合は別だが、条例機関としてそれができるかどうかというのは、私も自信はない。

(辻委員)あくまでも、機能としてそうしてほしいので、ここで話をしているのは、差別の該当性というところである。結果として、市長の附属機関になったとしても、機能として、そういったものになればよいと思う。

(矢嶋会長)話の筋を元に戻させていただいて、この川崎市の第12条に、もしくは東京弁護士会モデル条例案を基に、成文化するという点に関して皆さんはよろしいか。規制の在り方とかに関わってくるという話はあるのだが、その話はまた後で行うので、今の段階では、この点に関しては皆さんよろしいか。

(金子委員)一点だけ事務局にお願いしたいのだが、今回これでフィックスするわけではないので、この対象となる差別的言動の定義規定について、川崎市、大阪市、東京都、東京弁護士会モデル条例案の規定を横に並べたような表を示していただいて、それらを総合しながら相模原市の条例の中身を考えていくのもよいかと思うので、そのような資料がもし可能であれば、定義規定のところを作っていただければと思う。あくまでも要望である。

(矢嶋会長)事務局いかがか。川崎市、東京弁護士会モデル条例案だけでなく、他の自治体も比較検討しながらということであると思うが、可能か。

(事務局)今、金子委員のおっしゃった中で、大阪市が出ていたかと思うが、大阪市は拡散の防止などをやっているが、禁止規定は置いていないので、それとも比較した方がよいか。

(金子委員)それはなくて良い、大阪市は。多分広い規定となっていると思うので、川崎市、東京弁護士会モデル条例案くらいか。東京都もそうではないと思うので。

(事務局)事務局で把握している限りでは、禁止まで定めているのは、フローチャートにも書いたとおり川崎市だけかと思う。あとは、東京弁護士会モデル条例案もあるが、その二つかと。

(金子委員)ただ、あくまでもその二つがメインということで、その横に参考事例というような形で、東京都と大阪市も載せておいていただいてもよいのかなというふうには思う。ただし、その場合には、当然それは非常に規制手段が緩やかであるので、定義規定もより広い網をかぶせるものになっているということは、我々の方でもよく留意をして、つまり規制手段をどこまで取るのかによって、どこまで厳しい定義するのか厳密に定義するのかということがまた決まってくるので。あくまでも個人的要望であるので、ご検討いただけれ

ばと思う。

(矢嶋会長)事務局の方で可能な限り、検討、作成いただければと思う。

(工藤委員)金子委員の提案でよいと思う。やはり具体的な表がないとなかなか比較できないので、それをお願いしたいと思うが、一言だけ言わせてもらおうと、金子委員をととも評価しているので、一つの案だと思っている。反対しているわけではない。二つの案があり、より良きものができればよいと思っている。金子委員は過料のところ凍結と考えている。私はもっと先まで考えて行政刑罰でもよいかと考えている。別に相対立するものではないので、何案あってもよいかと思う。ただ、東京弁護士会モデル条例案と、川崎市の条例を見ていると、流れが似ている。警告するとか、命令するとか。命令違反に対して、東京弁護士会モデル条例案は過料に行く。川崎市は、命令違反に対して、公表、行政刑罰に行くとなっている。結論は少し違うだけで、流れはそうなっているのではないかと思うので、そこだけ補足させていただきたい。

(大貫委員)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例を見て、やっと分かってきた。先ほど拡散防止をやっているときに、川崎市ではどういうものが対象となるかなと思って聞いていた。川崎市の場合は、インターネット表現というはっきりしたものを言っている。それと先ほど金委員も言われた言動の方では、本邦外出身者と、はっきりとそう言っているので、やっとそういう人を対象にするのかなと。でも、金子委員はやはり対象どおりにするかは後で議論するというのを聞いたので、そういうふうになっていただければよいのかなという理解をした。

(矢嶋会長)では、この点に関してはよろしいか。以上で、資料1～12に基づく不当な差別的言動への対応に関する審議は終了した。合意できる点、難しい点の確認を行ってきたが、事務局でこれまでの審議内容のまとめをお願いしたい。また、この審議に当たっては、差別的言動の対象を限定せず、フローチャート等を作成し、それに基づき審議を行ってきたが、審議が終了したため、以前の審議会でペンディングとしていた、差別的言動の対象について、審議会としてどのように答申するか決める必要がある。これまでにしても再三話には出てきたが、改めて、皆様からご意見をお願いしたい。

(工藤委員)広げた方がよいと思う。相模原らしさをどう出すのかというのが視点である。したがって、一つ、広げる際には、立法事実がどうなっているのか考える必要がある。一つは、金委員の例を見れば分かるが、外国人。それは、人種、民族、国籍を入れる必要がある。ヘイトスピーチの関係で。もう一つは、津久井やまゆり園事件があったので、障害者を入れるべきである。来月でもう6年が経過しようとしている。したがって、これは絶対に風化させてはいけないし、きちっと位置付けするべきだろうと思っている。この二つは必ず入れるべきと思う。他の課題も多分色々出てくると思うが、立法事実があれば検討したらどうかと思う。あれば対象範囲に加えてもよろしいのではないかと思う。相模原市でこういうことが問題になっているかと、可能性があればいくらかあげられるが、無制限に広げることもできないので、是非他の課題については、もう少し時間をかけて討議して、審議会なりで追加していくような手法を取れないのだろうかと思っている。今ここでこういう事実があって大問題だということがあれば付け加えたいが、ただ外国人と障害者を入れるべき。金委員のこともあるし津久井やまゆり園事件もあるし、立法事実に基づいてやるうということである。

(岩永委員) 対象範囲を広げた方がよいと思う。というのは、児童虐待もDVも障害者虐待、施設において虐待もあつたりするので、高齢者も。要は、私と考えが同じならよいが違う考えを持っている人は言う事聞けと、言う事聞かないのなら侮辱するとか差別するとか最終的には暴力行為ということになる。構造はみんな同じだと思うので、どこまでこの条例に入れるか分からないが、この人権施策推進指針に載っている、まず子ども、ジェンダー、障害、高齢者など、もっとあるのだが、LGBTも入っているのだが、その辺もみんな入れた方がよいと思う。

(大貫委員) 全てというか不当な差別の取扱いの禁止についてというところでは言われている、誰もが負う責務として次のことを規定するというところに、何人から始まっているが、やる範囲はそこにしたほうがよいと思う。

(片岡委員) 本邦外出身者その他いろいろな障害関係の方も不当な差別を受けることが現在起きていて難しいが、障害者団体の方からは、人権問題はまた別個に条例を作りたいという考えがあるので、こちらの方に障害者団体も組み込んでほしいという思いと、団体の方の立場もあるので、ここでは即答できない状況である。

(金子委員) 今の片岡委員からのご懸念だが、こちらの方に障害が入ったからといって、障害者の差別解消条例ができないとか、そういうことはない。全く併存できるので、団体は団体で活動を続けて是非条例を勝ち取っていただければと思う。範囲の話だが、一般禁止規定と差別的言動に関する規制の対象の話が少し混同されているかなというふうに思うのだが、一般禁止規定は私もなるべく広く持ったほうがよいと思う。先ほど市の人権施策推進指針に載っているようなものだという話があったが、一般禁止規定としてはそのようなものを幅広く取り入れた方がよいと思うが、差別的言動を規制する対象となる行為としては、私は被害者でも対象は国籍、人種、民族、障害、性的マイノリティ、いわゆる旧部落差別、旧同和地区出身者位に限定すべきであるというふうに思っている。これは、先ほどおっしゃっていた、立法事実と言う点で、相模原市に立法事実があるかどうかは難しい話だが、日本国内において、歴史的にあるいは近年非常に問題になっている差別分野かと思うので、今言ったものぐらいを入れるのかと。性別も入れた方がよいかと思う。

(矢嶋会長) 金子委員に質問だが、疾病は入らないのか。

(金子委員) 疾病は差別までは少し広いかなと。

(矢嶋会長) 今まさにコロナの中で、あとはハンセン病に関する差別とかもあったし、そういったものは入れないということか。

(金子委員) 疾病は、コロナやハンセン病というふうに特定すれば、となるが、疾病だとかなり広すぎてしまい病気だと全て疾病になってしまうので、ちょっと広すぎる。コロナというのは、瞬間的な問題というか、あまりに現実的な問題なので、すぐわないのかなと。ハンセン病については、入れるということは有り得ると思う。ハンセン病については入れてもよいかと思う。

(矢嶋会長) 年齢は入らないのか。

(金子委員) 年齢も広すぎる。また、年齢に関する差別的言動というのが、あまりない。老人差別、若者差別、なくはないが、年寄りを出ていけとか、年よりは早く死ぬとかというような発言が、そんなに社会的問題になるほど頻繁に行われているとも思わない。先ほど申し上げたが、一般差別禁止規定の中には、年齢が入っていてよいと思う。あくまでも差別

的言動としてということで申し上げている。年齢は、なくてもよいかと思う。

(金委員) 金子委員がしっかり教えてくれたので、なるほど、と改めて思った。金子委員、貧困とかは入らないのか。

(金子委員) 金委員がそれが問題ということであれば、ご提案されたらどうかと。

(矢嶋会長) 金委員としては、貧困者に対する差別的な言動も入ったほうがよいということか。

(金委員) やはりホームレスの虐待なども起きているし、と思ったので、貧困とかそういうのが入ったら広いかと思った。

(竹村委員) 私も皆さんのご意見と同じでやはりヘイトだけに絞らないで色々な差別に関わるものを入れておいていただきたい。工藤委員が言ったように、相模原らしさのようなものを入れるのは大事かと思う。常々思っているのだが、やはり、行政刑罰というのを持ってくるのが出てくるのが違和感というか、私は普段から啓蒙、日常からの実施で啓蒙・教育というのが、そういう人たちがいる、賛同する人たちがいる、そういう人たちを減らしていくという日常の活動というのが大事なのではないかと思う。

(辻委員) 私の意見は、資料13の答申の骨子についての「市の責務について」に書かれている、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、出身その他の事由というところが対象行為に入るのかと考えている。私自身は、選挙で選ばれた市議会や市長、それらの意思決定を補完する場所として第三者機関が機能することを期待しているので、一般的な禁止ということ条例に考えている。条例に定義され、禁止される差別に該当する行為を行ったものには公表と考えている。もしこの審議会で何かしらの処罰というのを考えられるのであれば、私は反対しないが、あくまでもそれは市長の命令違反に対してする処罰であって、表現内容に対する処罰ではないとしなければならないだろう。もしそれが何らかの刑事制裁、行政罰を想定されるのであれば、条例の規定ではなくて、ガイドラインの方に、この制裁対象行為を限定的に絞り込む規定を設けていただければと思う。参考になるのが自由権規約の20条2項、人種差別撤廃条約の2条1項、あとは一般勧告で。反対はしないが、もしそうなるのであれば、それをガイドラインの中に付け加えていただければと思う。

(矢嶋会長) 他の方のご意見を聞いた上で、何か他にご意見のある方はいらっしゃるか。

(金委員) 質問がある。この言動の禁止の対象と行為のところの対象に対して今皆さんがおっしゃって、なるほどその部分が対象だと改めて思ったが、最初思ったのは、どういうものがどういう言動が対象になるかということは議論しないのか。今度選挙が始まると政党なので選挙に出馬する、その後選挙活動の中で色々なスピーチをなされるっていうふうなことが起こったときのそういう対象は議論の中にも入っていたのか。それともそれはここでは考えないのか。

(金子委員) それは先ほど話したように川崎市の条例や東京弁護士会モデル条例案が対象とする行為を参考にこれから決めていくということになる。

(矢嶋会長) 皆さんの意見は必ずしも一致はしていないと思う。これも特に全て統一しなければいけないということではないかと思うが、具体的に骨子の中で文言として審議会として挙げるということになるか。それとも今あった様々なご意見から相模原市に固有のものに絞るといった話もあった。広さ狭さ色々あったので、この点はどのように考えたらよしい

か。

(事務局)先ほどお話になっていて、次回に向けてということで、金子委員から行為の対象で資料の話があったが、その部分を含めてもう一回次回の時にお話をいただければと思う。必ず絶対これ一本になっていないと対象範囲はこの三つでないと駄目だとかそういうような決め方は、皆さんのご意見を伺ってできないだろうし、するべきでもないと思う。ただ、全体がという部分であったり、少し限定的といったときにそうした理由ということを少し積み上げていきたいと感じている。

(金子委員)対象の広さと規制の強度は反比例の関係になればいけないので、そこはどこまで広げればよいのかというのはあまりいくつも案があってもよいわけではないと思う。規制の範囲が広げれば広いほど強度は下げなければいけないし、絞るのであれば、強度を上げるという選択肢もある。先ほど辻委員がおっしゃったように、非常に広い範囲をとるのであれば、公表が限界となる。それ以上のことはできないと思う。そこは組合せは限られてくるので、どれでも市長が好きな選択肢を選んでくださいという答申にはならないと思う。

(矢嶋会長)何パターンかというのは、いくつかには類型化というのはできないものか。

(金子委員)それはできる。

(矢嶋会長)それを事務局の方で何パターンかお示しいただいて、非常に広くとった場合には規制はこうなる、対象を絞った場合はこうなるという、何パターンか類型化していただき、またそれをお示しいただいて、皆さんで議論していただくという形かと思うが、そのような方向でよろしいか。

(事務局)そのような形でお願いしたい。

(矢嶋会長)残り5分になったので、次の救済については、非常に議論の必要な項目であるので、残り時間では到底踏み込んだ議論ができないため、今日のところはここまでとさせていただきたいと思います。では、これをもって、令和4年度第3回相模原市人権施策審議会を閉会する。

以 上

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	いわ なが りょう こ 岩 永 良 子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		出席
2	おお ぬき かおる 大 貴 薫	相模原人権擁護委員協議会		出席
3	かた おか かよこ 片 岡 加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		出席
4	かね こ まさ よし 金 子 匡 良	法政大学法学部		出席
5	きむ え よん 金 愛 蓮	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構		出席
6	く どう さだ つく 工 藤 定 次	一般社団法人神奈川人権センター	副会長	出席
7	たけ むら まさる 竹 村 優	公募市民		出席
8	つじ ゆう いち ろう 辻 雄 一 郎	明治大学法学部		出席
9	や じま り え 矢 嶋 里 絵	東京都立大学人文社会学部	会長	出席